

「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と
「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

義務標準法が改正され、小学校に続き、中学校の学級編制基準は令和10年度までに35人に引き下げられます。しかし、学校現場からは、多様なニーズをもつ子ども一人ひとりに寄り添った指導・支援を行うには35人でも多すぎるとの声が多く寄せられています。国の責任により、さらなる少人数学級を推進することが強く求められます。

一方、深刻な教員の長時間労働を是正し「なり手」を確保するため、給特法等の改正が行われました。改正法は、今後とるべき措置として教員基礎定数の改善等を掲げていますが、教員の持ち時数軽減に不可欠である定数算定の係数（「乗ずる数」等）の見直しには踏み込んでいません。子どもたちに質の高い教育と豊かな学びを保障する上で、学校に人員を増やし、教員に教材研究や授業準備の時間を保障することはきわめて重要です。

これらの課題に応え、地方自治体が正規教職員を計画的に採用・配置できるようにするために、抜本的・長期的な定数改善計画を示すとともに十分な教育予算を確保する必要があります。また、自治体が「業務の3分類」をはじめとした働き方改革を推進するためには、国による財政措置が不可欠です。

国の責任で十分な財源保障をし、全国どこでも子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するため、以下の点を中心に義務標準法の改正を行うこと。
 - (1) さらなる少人数学級の推進
 - (2) 複式学級の編制基準の引き下げ
 - (3) 教員基礎定数算出に用いる係数（「乗ずる数」等）の改善
 - (4) 少数職種の配置増

- 2 自治体の実効性のある働き方改革施策を推進するために必要な予算措置を講
じること。
- 3 教育の機会均等とその水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制
度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和8年6月26日

伊 那 市 議 会